

〈特別号〉 申告相談のおしらせ

令和6年分確定申告・令和7年度住民税申告（予約方法は5ページ）

次の3つを確認して申告のご準備を!!

問 税務課（市民税担当）
問 土浦税務署

TEL 23-1111（代）
TEL 029-822-1100

1 申告が必要か確認する

申告が必要な主なケースは以下のとおりです。

給与所得者

- ☐ 各種所得控除の追加がある（医療費控除など）
- ☐ 給与所得以外の所得がある（不動産、年金など）
- ☐ 2カ所以上から給与をもらった
- ☐ 年間の給与収入が2,000万円を超える
- ☐ 令和6年中に退職または転職し、年末調整が済んでいない源泉徴収票がある
- ☐ 勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない（提出の有無は勤務先へご確認ください）

年金所得者

- ☐ 各種所得控除の追加がある（医療費控除など）
- ☐ 年金所得以外の所得がある（不動産、給与など）
- ☐ 年金収入が400万円を超える

※年金収入400万円以下でも所得税が引かれている場合は申告により所得税が還付される場合があります。源泉徴収票を確認し、ご不明な点は年金機構へお問い合わせください。

問 土浦年金事務所（自動音声案内）

TEL 029-825-1170

無収入・非課税収入のみ

※非課税収入とは、

遺族年金・障害年金・失業手当など

次のような場合は**無収入の住民税申告**が必要です。

- ☐ 石岡市外在住者の税法上の扶養になっている、または誰の扶養にもなっていない（石岡市内在住者の税法上の扶養になっている場合は申告不要）
- ☐ 所得証明書、非課税証明書などを取得するとき
- ☐ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの軽減判定を受けるとき
- ☐ その他行政サービスを受けるとき

その他

- ☐ 雑所得がある（個人年金やシルバー配分金など）
- ☐ 生命保険の満期受取金などがある
- ☐ その他の所得がある（不動産・農業・営業など）

確定申告の詳細は
国税庁 HP を
ご覧ください▶



ふるさと納税ワンストップ特例制度を

申請した方へ

6団体以上へ寄附した場合や確定申告または住民税申告をする場合は特例が無効となりますので、**ふるさと納税分を寄附金控除に含めて申告してください。**

住民税申告書は郵送でも提出できます！

昨年度住民税申告書を提出した人には、1月下旬に市から住民税申告書を送付します。同封の書き方に従って記入の上、石岡市税務課市民税係に郵送・持参などで提出してください。

市ホームページから住民税申告書を作成できます。
詳しくはこちらから▶



2 申告の持ち物を確認する

申告に必要な主な持ち物は以下のとおりです。申告に必要な書類は国税庁 HP または市役所で取得できます。

全員共通	☐ マイナンバーがわかるもの マイナンバーカード、通知カード（氏名・住所などが住民票と一致する人のみ）、 マイナンバー記載の住民票など ☐ 本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど ☐ 【還付申告の人】 還付口座がわかるもの（本人名義） ☐ 【確定申告 2 回目以上の人】 利用者識別番号がわかるもの （税務署からの確定申告のお知らせはがきなど）
給与・年金収入	☐ 源泉徴収票など収入がわかるもの
営業・農業・不動産収入	☐ 収支内訳書 ※申告前に必ず作成を済ませてください。未作成の場合、申告相談できません。
その他の収入	☐ シルバー配分金支払証明書 ☐ 個人年金の支払証明書 ☐ 生命保険の支払明細書 ☐ その他収入がわかるもの 支払明細書、支払証明書、支払調書など
医療費控除	☐ 医療費控除の明細書 ※申告前に必ず作成を済ませてください。未作成の場合、申告相談できません。 ☐ 医療費のお知らせ ※領収書は提出不要。申告から 5 年間保管してください。 ☐ 【該当者のみ】 おむつ使用証明書（医師が発行）など控除を証明できるもの
保険料控除	☐ 保険会社などから届く控除証明書 ☐ 国民健康保険税、国民年金保険料などの証明書や領収書
その他の控除	☐ 控除対象配偶者、扶養親族、専従者のマイナンバーがわかるもの ☐ 障害者手帳、障害者控除対象者認定書 ☐ 寄附金受領証明書 ※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人も必要です。 ☐ その他控除が証明できるもの

障害者控除対象者認定書を交付します

対象者：障害者手帳を持っていない 65 歳以上で、要介護（要支援）認定を受けている人

※介護認定資料などを基に認定判定を行うため、要介護認定を受けていても該当しない場合があります。

申請方法：対象者の介護保険証と認め印を持参して、高齢福祉課または支所市民窓口課で申請してください。

※申請者と対象者が異なる場合は両方の認め印が必要です。

問本高齢福祉課 TEL 23-7326

医療費控除の明細書 書き方相談会

& スマホで申告相談会 を開催します

日時・場所：

石岡市役所メロディアスホール：1 月 22 日 ㊦

八郷総合支所 1 階 101 会議室：1 月 16 日 ㊦

午前の部：9 時 30 分～11 時 30 分

午後の部：1 時 30 分～4 時 30 分

※**スマホで申告相談会は収入が給与または年金のみの人が対象です。**

※予約不要・先着順で受け付けます。

持ち物：令和 6 年分の医療費の領収書、医療費のお知らせ

（スマホ申告相談希望の人）マイナンバーカード、源泉徴収票、その他申告に必要なもの

3 申告会場を確認する

(1) 石岡市の申告会場（完全予約制）

申告期間	申告受付時間	申告会場
2月12日(水)～14日(金) ※還付申告のみ受付	午前8時30分～午後4時	石岡市役所 1階メロディアスホール および 八郷総合支所 1階 101～103 会議室
2月17日(月)～3月17日(月)の平日 ※3月2日(水)のみ休日実施	午前8時30分～午後4時	石岡市役所 1階メロディアスホール および 八郷総合支所 1階 101～103 会議室

以下の申告は石岡市の会場で受付できません。土浦税務署の会場で申告してください。

- ①土地・建物などの譲渡所得（公共事業による収用を除く） ②株式などの譲渡所得
- ③配当所得 ④先物取引 ⑤繰越控除 ⑥住宅関連の特別控除 ⑦国外居住親族の扶養控除
- ⑧雑損控除（住宅被害など） ⑨山林所得 ⑩暗号資産 ⑪自衛隊若年退職者給付金
- ⑫外国税額控除 ⑬青色申告 ⑭過年度分の申告 ⑮準確定申告（亡くなられた人の申告）
- ⑯所得税以外（個人消費税・贈与税など）の申告

■予約方法

石岡市の申告会場は完全予約制で行います。必ず希望日の2日前（土日・祝日を除く）までに予約し、お越しください。定員に達し次第、予約受付を終了し、当日受付は行いません。

○インターネット予約 （所要時間3分程度）

電話予約より先行して予約できます！

- ① 2月申告分：1月24日(金)～2月7日(金)
 - ② 3月申告分：2月14日(金)～3月13日(水)
- 受付時間：24時間（メンテナンス除く。受付初日は午前8時30分から開始します）

※右の二次元コードから、または「石岡市 確定申告 WEB 予約」と検索してください。



○電話予約

電話番号：0120 - 542 - 619

- ① 2月申告分：1月27日(月)～2月7日(金)
 - ② 3月申告分：2月17日(月)～2月27日(水)
- 午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）
※希望日がない場合、2月申告分は1月30日(金)以降に、3月申告分は2月20日(水)以降にお電話をいただくと、混雑せず予約できます。

■自主申告箱を設置します（予約不要）

作成済みの申告書の提出のみを希望する人に向けて、石岡市の申告会場内に申告期間中に限り自主申告箱を設置します。ぜひご利用ください（申告相談希望の人は事前に予約をしてください）。

3 申告会場を確認する

(2) 土浦税務署の申告会場（所得税・個人消費税・贈与税）

申告期間	受付時間	申告会場
2月17日(月)～3月17日(月)までの平日 ※3月2日(日)のみ休日実施	午前8時30分～午後4時	土浦市亀城プラザ
3月18日(火)～3月31日(月)の平日	午前8時30分～午後4時	土浦税務署3号館

※2月17日(月)～3月17日(月)は、土浦税務署庁舎で申告相談はできません。

※2月14日(金)までに申告相談を希望される場合は、事前に土浦税務署へ電話予約が必要です。

※確定申告会場では、原則としてご自身のスマートフォンを利用した相談を受け付けています。

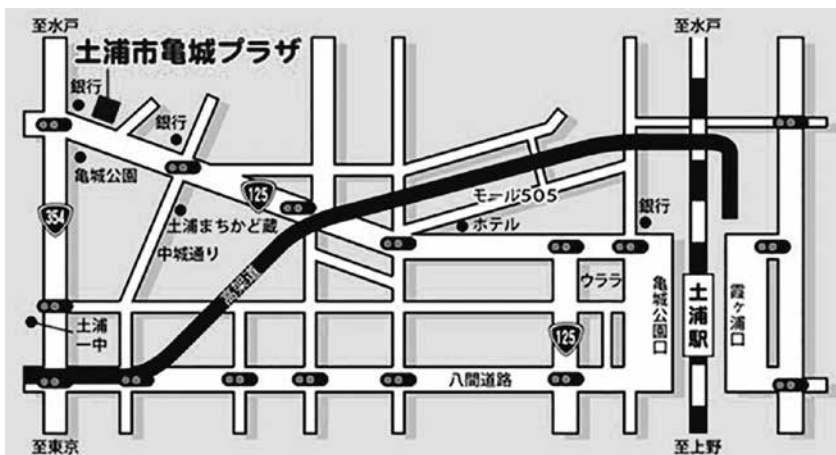
※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、カード取得時に設定した2つのパスワード（①数字4文字および②英数字6～16桁）をあらかじめご用意ください。

■入場方法

国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券（または当日配布の入場整理券）が必要です。

※入場整理券の配布状況によっては、受付時間内に受付を終了する場合があります。

申告会場のご案内（土浦市亀城プラザ 土浦市中央二丁目16-4）



来場者用の駐車場はありません。
公共交通機関をご利用ください。
周辺施設への無断駐車は絶対にやめてください。

国土浦税務署（代表）
TEL 029-822-1100

国税庁LINE公式
アカウントはこちらから▶



(3) 会場へ行かずに申告する（スマホ・パソコンで申告する）

☒ 忙しくて申告会場に行けない。

☒ 添付書類の提出が面倒。

☒ 休日・夜間など受付時間外に申告したい。

☒ 還付金を早く受け取りたい。

当てはまる人は・・・

ご自身のスマホ・パソコンから「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Tax（電子申告）で確定申告書のオンライン提出ができます。同コーナーで作成した申告書を自宅などで印刷し、土浦税務署に郵送することも可能です（印刷の場合は添付書類の提出が必要です）。

ぜひご利用ください。

確定申告書等作成コーナーはこちらから▶



税務署職員によるスマホで申告相談会を開催します。
ぜひご参加ください。
（詳細は4ページ）

○石岡市公式LINEを使ってみよう！

確定申告のほか、様々な市政情報が配信されます。
ぜひ友だち登録をお願いします▶

